

職員給与費の状況（令和４年度普通会計予算）

職員数 A		給与費			計B	一人当たり給与費 （B / A）
		給料	期末・勤勉手当	諸手当		
正規職員	768(31)人	27億4,546万円	11億5,884万円	11億203万円	50億633万円	626.5万円
会計年度任用職員	164人	3億8,530万円	8,853万円	7,356万円	5億4,739万円	333.7万円

※４月時点の予算額で、退職手当および特別職（市長、副市長、議員、各種委員など）に支給される給与、報酬などを除く
※（ ）内は、再任用短時間勤務職員数で、外数
※会計年度任用職員は、フルタイム職員のための計上

職員手当

	区分	内容(月額)
毎月決まって支給	地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額に10%を乗じた額 〔職員１人当たり平均支給年額341,338円（令和３年度）〕
	扶養手当	・配偶者 6,500円 ・扶養親族である子 10,000円 ・扶養親族である父母など 6,500円 （扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 各5,000円加算）
	住居手当	・借家・借間居住者 月額13,100円以上を支払っている職員に対し、100～30,000円支給
	通勤手当	・交通機関の利用者 ６カ月定期分を一括支給。１カ月当たりの運賃が55,000円まで全額支給 ・交通用具使用者 自動車・自転車などの別、通勤距離に応じて4,100～25,200円 自動車駐車場利用の場合、利用料金の１／２支給(上限4,000円) 自転車・バイク駐輪場利用の場合、利用料金の１／２支給(上限1,500円)

	区分	内容(年額)
実績に 応じて 支給	特殊勤務手当	・職員全体に占める手当支給職員の割合 13.27% (令和３年度) ・支給対象職員１人当たり平均支給額 11,235円(令和３年度) ・支給額の多い手当 福祉業務手当、変則勤務手当 ・多くの職員に支給されている手当 変則勤務手当、園外活動業務手当
	時間外勤務手当	・支給総額 ４億4,685万円(令和３年度) ・職員１人当たりの平均支給年額 621,492円(令和３年度)

	内容		内訳			国の制度と異なる内容など
期末・勤勉 手当	民間のボーナス、賞与などに相当する手当で、年間4.3月分支給される手当(会計年度任用職員は2.4月(期末手当のみ)、再任用職員は2.25月)		〔支給割合〕 6月期 12月期 計	期末手当 1.2月分 1.2月分 2.4月分	勤勉手当 0.950月分 0.950月分 1.90月分	
退職手当	区分		勤続年数			定年前早期退職特例措置 （２～45%加算） 役職・在職期間に応じて 21,700～54,150円×60月加算
	自己都合	国	20年	25年	35年	
		草津市	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	
	早期退職・定年	国と同じ				
		国	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	
		草津市	国と同じ			

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

区分		経験年数		
		10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	270,200円	303,900円	355,000円
	高校卒	229,500円	271,900円	322,200円

一般行政職の級別職員数

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事	主任	主査	係長	課長補佐	課長	部長 副部長 主監	
職員数(人)	56	98	124	64	54	62	44	502
構成比(%)	11.2	19.5	24.7	12.7	10.8	12.4	8.7	100.0
前年の構成比(%)	11.9	18.6	24.3	14.0	10.5	12.8	7.9	100.0

3 職員の分限・懲戒処分

職員の意に反する降任・免職の状況
該当なし

懲戒処分者数
該当なし

職員の初任給

区分		草津市		国（一般職）	
		初任給	採用２年後	初任給	採用２年後
一般行政職	大学卒	188,700円	201,200円	182,200円	195,500円
	高校卒	154,900円	165,900円	150,600円	160,100円

特別職の給料・報酬など

区分		給料・報酬月額	期末手当	
給料月額	市長	926,000円	6月期	1.625月分
	副市長	779,000円	12月期	1.625月分
	教育長	720,000円	計	3.25月分
報酬月額	議長	558,000円	6月期	1.625月分
	副議長	492,000円	12月期	1.625月分
	議員	443,000円	計	3.25月分

休職処分の状況（延べ人数）
50人

市人事行政の運営状況

市民の信頼のもとに透明性の高い市政を進めるため、市職員の給与や配置など、人事行政の運営状況をお知らせします。

1 職員の任免および職員数に関する状況

部門別職員の状況と主な増減理由
（単位：人）
（毎年４月１日現在）

区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和４年	令和３年		
一般行政部門	議会	6(1)	6(1)	0(0)	
	総務企画	144(8)	142(8)	2(0)	デジタル化の推進のため
	税務	33(2)	33(2)	0(0)	
	民生	214(5)	208(7)	6(△2)	地域共生社会、子ども・若者支援体制の推進のため
	衛生	65(3)	63(2)	2(1)	
	労働	3	1	2	
	農林水産	17(3)	16(3)	1(0)	
	商工	8	10	△2	
	土木	103(2)	105(8)	△2(△6)	
	小計	593(24)	584(31)	9(△7)	
特別行政部門	教育	152(2)	158(2)	△6(0)	
	小計	152(2)	158(2)	△6(0)	
公営企業等	水道	38(5)	41(4)	△3(1)	
	下水道	11	11	0	
	その他	31(1)	33(2)	△2(△1)	
	小計	80(6)	85(6)	△5(0)	
合計		825(32)	827(39)	△2(△7)	

※地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含む、一般職の人数(令和４年「地方公共団体定員管理調査」調査要領に基づく)
※臨時職員・非常勤職員・会計年度任用職員を除く
※（ ）内は、再任用短時間勤務職員で、外数

職員の採用・退職・再任用者数

区分		一般行政部門		特別行政部門(教育)		公営企業等			合計
		採用	退職	採用	退職	採用	退職	採用	
採用	R3.4.2～R4.3.31	2	0	0	0	0	0	0	2
	R4.4.1	26	10	1	0	0	0	1	38
	合計	28	10	1	0	0	0	1	40
会計年度任用職員(フルタイム)		113	0	0	0	0	0	0	113

2 職員の給与の状況

人件費の状況（令和３年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (令和４年３月31日)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B / A) %	
137,321人	590億2,465万円	81億6,046万円	13.8	11.7

※特別職（市長、副市長、議員、各種委員など）に支給される給与、報酬などを含む

職員課（７階）
☎561-2314、FAX561-2490

採用試験（令和３年度実施）

職種	受験資格	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数
上級建築職 〔令和３年7月1日採用〕	平成３年４月２日～平成11年４月１日生	3	2	0	0
保健師 〔令和３年7月1日採用〕◆	昭和61年４月２日～平成11年４月１日生	5	5	2	2
上級建築職 〔令和３年10月1日採用〕	平成３年４月２日～平成11年４月１日生	2	1	0	0
上級一般行政職 〔令和４年4月1日採用〕	平成８年４月２日～平成12年４月１日生	156	118	15	13
保健師 〔令和４年4月1日採用〕◆	昭和62年４月２日～平成12年４月１日生	17	17	2	2
保育士・幼稚園教諭A 〔令和４年4月1日採用〕◆	平成５年４月２日～平成14年４月１日生	33	33	2	1
保育士・幼稚園教諭B 〔令和４年4月1日採用〕◆	昭和46年４月２日～平成５年４月１日生	17	16	2	2
上級土木職 〔令和４年4月1日採用〕	平成３年４月２日～平成12年４月１日生	10	9	0	0
初級一般行政職 〔令和４年4月1日採用〕	平成12年４月２日～平成16年４月１日生	20	19	0	0
上級建築職 〔令和４年4月1日採用〕	平成４年４月２日～平成12年４月１日生	2	2	1	1
上級土木職(追加募集) 〔令和４年4月1日採用〕	平成３年４月２日～平成12年４月１日生	4	3	1	1
社会福祉士 〔令和４年4月1日採用〕◆		3	3	1	1
上級土木職(追加募集2) 〔令和４年4月1日採用〕		0	0	0	0
上級一般行政職(追加募集) 〔令和４年4月1日採用〕	平成８年４月２日～平成12年４月１日生	32	24	5	5
保育士・幼稚園教諭(追加募集) 〔令和４年4月1日採用〕◆	平成５年４月２日～平成14年４月１日生	5	5	2	2

◆免許など別に要件あり

区分		一般行政部門	特別行政部門(教育)		公営企業等			合計
		採用	採用	採用	採用	採用	採用	
退職	R3.4.2～R4.3.30	7	0	1	1	0	0	9
	R4.3.31	16	10	1	4	0	0	31
	合計	23	10	2	5	0	0	40
再任用		25	0	3	5	0	1	34

職員の平均給料月額

	平均給料	平均年齢
一般行政職	299,400円	38歳０カ月
技能労務職	268,800円	45歳８カ月
会計年度任用職員	199,000円	43歳４カ月



がん検診はコロナ禍でも安心して受けられます



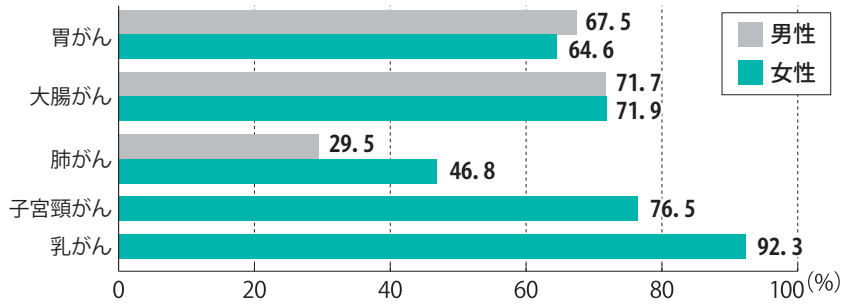
がんは2人に1人がかかるといわれ、**日本人の死因の第1位で、滋賀県・草津市でも第1位です**。症状が出る頃にはかなり進行している場合があるため、症状が出る前に見つけて、治療することが大切です！そこで有効なのが、がん検診です。

またコロナ禍で、がん検診の受診を控えることは、がんの早期発見の機会を逃してしまう可能性があります。がん検診の受診は「不要不急の外出」にはあらず「**必要な外出**」です。

定期的にがん検診を受診することをおすすめします。

申・問 健康増進課(2階) ☎561-2323、FAX561-2482

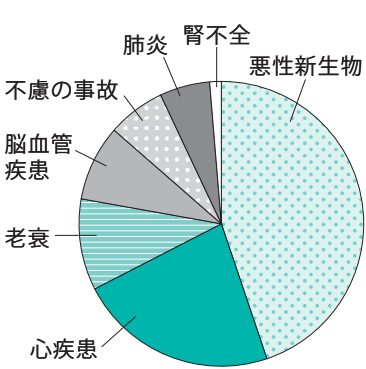
部位別 がん別 5年相対生存率(%)



5年相対生存率とは、あるがんと診断された場合に治療でどのくらい生命を救えるかを示す指標のことです。あるがんと診断された人のうち、5年後に生存している人の割合が、日本人全体で5年後に生存している人の割合に比べてどのくらい低いかで表します。100%に近いほど治療で生命を救えるがんと考えられています。

参考：
地域がん登録による生存率データ
(1993年～2011年)
国立がん研究センター集計表より

草津市の死因別順位



参考：
令和元年度事業年報
(滋賀県南部健康福祉事務所(草津保健所))より

市では医療機関での個別検診と集団検診を実施しています

がん検診で100%がんが発見できるわけではありません。何らかの自覚症状などがある場合は、検診を待たずに、速やかに医療機関を受診しましょう。

種類	対象者	検査内容	受診料		受診頻度
			70歳以上無料 肺がん・結核は65歳以上無料		
胃がん	50歳以上	胃X線(バリウム)検査	個別 2,300円	集団 1,700円	2年度に1回
		胃内視鏡検査	3,100円	—	
大腸がん	40歳以上	検便(便潜血)検査	500円	300円	1年度に1回
肺がん・結核	40歳以上	胸部X線検査(全員) 喀痰検査(該当者)	700円 喀痰検査が必要な人は合計1,500円	400円 喀痰検査が必要な人は合計700円	1年度に1回
子宮頸がん	20歳以上の女性	内診と細胞診	1,600円	1,400円	2年度に1回
乳がん	40～49歳の女性	マンモグラフィ2方向	1,900円	1,300円	2年度に1回
	50歳以上の女性	マンモグラフィ1方向	1,400円	1,200円	

※市民税が非課税世帯か免除世帯の人、生活保護世帯の人は、受診日の1週間前までに、健康増進課の窓口か郵送で事前手続きが必要(本人確認書類、代理人の場合は代理人の本人確認書類も必要)
※65～69歳で一定の障害があり、後期高齢者医療制度に加入している人で、受診時に後期高齢者医療被保険者証を掲示した人は受診料が免除

※令和5年3月31日時点の年齢

けん診について

同日に複数のがん検診が受けられます！



各種けん診はこちら



集団けん診はこちら

市の検診にないその他のがんについて

がんの中には初期症状が乏しく、早期発見が難しいがんとして、すい臓がん、肝臓がん、卵巣がんなどがあります。例えば、すい臓がんは、他の病気の検査を受けたことがきっかけになり、見つかることがあります。胃のあたりや背中が重苦しい、おなかの調子が良くない、食欲がない、体重が減る、黄疸などの体に不調を感じた時は、早めに医療機関を受診しましょう。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間(標準)

区分	内容	
	常勤職員・再任用職員	会計年度任用職員
勤務時間	8:30～17:15 ※休日を除く	常勤職員と同じ
休暇制度	年次有給休暇	1年に20日(4月採用者は15日)
	1年で取得できなかった場合は、翌年のみ繰越し可(最大20日)	1年に10日
	病気休暇	ケガや病気などで、どうしても出勤できないとき(最大90日) ※医師の診断書などが必要
	特別休暇	ボランティア、結婚、忌引、産前産後など
育児休業	育児休業法に基づく3歳に満たない子を養育する制度	結婚、忌引、産前産後など 子が1歳(一定の場合は2歳)に達するまで

※病気休暇の最大取得日数は、再任用職員は60日、会計年度任用職員は10日

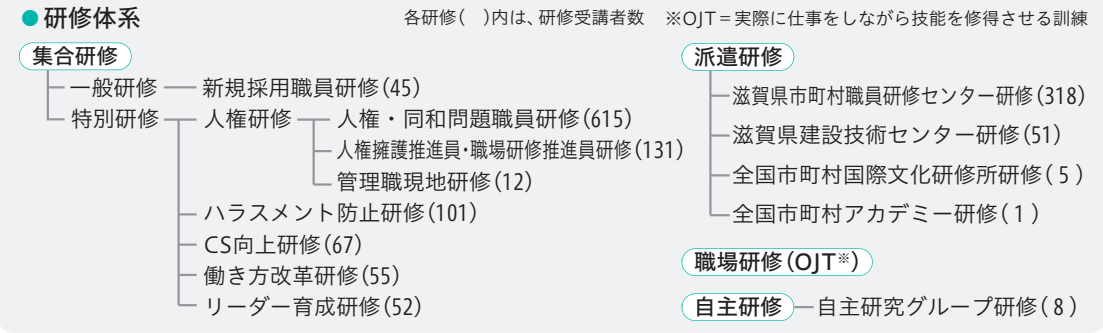
育児休業と部分休業の取得

部門	令和3年度中の育児休業取得状況(全職員)				令和3年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員の育児休業取得状況			
	育児休業取得者数		部分休業取得者数		育児休業対象者数		部分休業取得者数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
常勤職員	6	74	6	57	20	31	3	30
会計年度任用職員	0	8	0	0	—	4	0	4
合計	6	82	6	57	20	35	3	34

5 職員の研修と人事評価の状況

(1) 職員研修

研修は、職員の人格や教養を高め、市民全体の奉仕者にふさわしい能力や実践力を育成して、市行政の民主的、能率的な運営に貢献できるように計画し、実施しています。



(2) 人事評価の状況

市の人事評価制度は、職員の能力や業績を公正に把握し、主体的な職務の遂行や、より高い能力を持つ職員を育成するため、職員が果たすべき職務目標の達成状況を評価する「業績評価」と、職務を通じて発揮された能力や行動を評価する「行動評価」を実施しています。会計年度任用職員についても、人材育成による公務能率の増進と適正な人事管理の運営に資するため、人事評価を実施しています。

6 職員の福祉・利益の保護

職員の健康管理の主要事業

名称	対象者	受診者数
定期健康診断	職員、会計年度任用職員、再任用	1,443
胃検診	35歳以上職員・40歳以上会計年度任用職員・再任用	628
大腸検診	20歳以上奇数年齢の女性職員・再任用	594
子宮頸がん検診	20歳以上偶数年齢の女性職員・再任用	124
乳がん検診	20歳以上偶数年齢の女性職員・再任用	141
計		2,930

公務災害・通勤災害の認定

通勤災害	公務災害	計
1	8	9

公平委員会の報告事項

- 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし
- 不利益処分に関する不服申立ての状況 該当なし

年次有給休暇の使用状況

総付与 日数	総取得 日数	対象 職員数※	平均取得 日数	取得率
27,422日	8,586日	723人	11.9日	31.3%

※令和3年1月1日～12月31日の在職職員。当該期間の中途採用職員や退職職員、育児休業など休職の事由がある職員、派遣職員を除く

職員互助会

● **職員互助会とは**
市職員は、市民の皆さんが健やかな生活を営むことのできるよう、市政の推進に努めており、そのためにも職員が健康で安心して職務に専念できるようにしていく必要があります。草津市職員互助会は、地方公務員法第42条に基づく福利厚生計画の実施団体として、草津市職員互助会設置条例に基づき、職員の相互救済や福祉の増進を図るための組織として、職員の保健、元氣回復その他厚生に関する事業を実施しています。

● **職員互助会の会員数、経費など**
令和4年4月時点の会員数は、1,297人です。互助会の経費には、各職員が負担している「会費」と、市が公費から負担している「負担金」を充てています。

● **事業内容** 事業費合計 2,334万5千円

職員交流事業	職場交流補助、リフレッシュスポーツ事業
文化その他の事業	職員手帳発行、福利厚生サービス事業、機関誌発行
給付事業	一般給付(結婚祝金、入学祝金、傷病見舞金、弔慰金、出産祝金、餞別記念品)

● 財源の主な内訳

会費	1,567万7千円(給料の4.0/1000)
負担金	648万4千円